

## 委員・オブザーバーの主なコメント①

### (第11回電気料金審査専門会合(平成27年12月2日))

辰巳委員(公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 常任顧問)

- 託送料金の中に原子力に関わる費用が加算されることは避けたいと思っていたので、今回非常に慎重にやっていただき、かつ文字でもきちんと残していただき、説明ができるようにやっていただいたことは感謝。

河野オブザーバー(全国消費者団体連絡会 事務局長)

- 来年4月からの電気小売全面自由化に向けて、電力10社から出された託送供給等の約款の改定認可申請に関して、情報開示と透明性をもった議論のもとで査定方針が決定されたことを消費者として評価したい。
- 全国48団体が加盟する全国消費者団体連絡会では、託送料金審査に対するパブコメを出し、託送料金の審査が適正に行われることを求めたところ。個別の費用の項目や、制度変更への対応、効率化計画等について、事業者からの情報と説明をもとに、本当にまさに侃々諤々の議論があったと思うが、適正に審査が進み、これまで考え方が十分に整理されていなかった需要地近接性評価割引や調整力コスト等に関しても一定の合意点が見出せたこと、一部を除いて原子力に関する費用の算入を認めないことなど、消費者として陪席させていただいた私も納得のいく議論の末の査定となったことに大変安堵した。
- 消費者への説明責任は非常に重要である、どんな短い時間でもいいからということで、毎回丁寧に資料説明をしていただいた事務局、委員の皆様、それからここにいらっしゃる真摯に議論に参加された皆さんに、消費者として心から感謝を申し上げたい。

## 委員・オブザーバーの主なコメント②

### (第11回電気料金審査専門会合(平成27年12月2日))

#### 沖オブザーバー(株式会社F-Power 取締役)

- 託送約款について、これまでとはとにかく与えられたものとして、一度も自分たちの考えや思いを伝えることができる場を一切いただいていた中で、今回初めて、一番託送約款の中で実際に事業をやっている新電力として、こういった場で意見を述べさせていただくことを非常に感謝。
- 非常に合理的で、しかもわかりやすい査定の方針を決めていただき、非常に感謝している。そういう意味では大変すばらしい審査会合だった。

#### 金子オブザーバー(消費者庁 消費者調査課 課長)

- 消費者からみたときの議論の透明性が確保されるか関心の一つであったが、議論を通じて委員の方々から的確に問題点を指摘いただき、また、事業者の方々には非常に短期間でその回答を整理いただいた。内容としてはテクニカルなものも含まれていたが、そういった制約のある中でも論点を明確にした議論というのが展開されたということだと思っている。その点で感謝申し上げる。
- 我々の立場としては、託送料金というのは小売価格に占める割合というのも決して小さくはなく、また、自由化のメリットを消費者が享受するためにはできるだけ多くの事業者の方に参入いただいて選択肢が増えるということが望ましい。そういったことを考えると、安定供給に支障のない範囲で、託送料金というのは低いほうが良いということなのかなと思う。今回、特に経営効率化ということを前提にしながら非常に厳しく審査いただき、今回の査定方針(案)をまとめていただいたということで、この点でも感謝を申し上げたい。

## 5. 事後評価等について

## 託送料金の事後評価等について

- ・ 託送料金制度では、料金設定の適正性・透明性確保の観点から、値上げ時は「認可制」を採用。
- ・ 一方、値下げ時は、超過利潤を全額還元対象にすると事業者による効率化インセンティブが働かなくなること、認可制では機動的な対応が困難であることから、「変更命令付き届出制」を採用。
- ・ 変更命令の発動については、従来からの「ストック管理方式」に加え、より一層厳格な託送料金の監視のため、新たな「事後評価」の仕組みを導入。

### <ストック管理方式>

超過利潤累積額が一定の水準を超えた場合で、翌々事業年度開始日までに値下げ届出がなされない場合には、託送供給約款（料金）に対する変更命令を発動する仕組み



### <新たな事後評価>

「想定単価と実績単価の乖離(原価とのズレ)」を確認し、乖離が一定の比率を超えた場合で、翌々事業年度の開始日までに値下げ届出がなされない場合には、託送供給約款（料金）に対する変更命令を発動する仕組み

